

令和 7 年度 岩見沢市子どもの体験活動事業補助金 募集要項

岩見沢市は、将来を担う子どもたちが、体験活動を通して仲間や地域の人と楽しく幸せな時間を過ごし、豊かな人間性や社会性を身につけ、また、どの家庭も地域の中で孤立することなく安心して過ごせる機会をつくることを目指し、こどもの体験活動を実施する団体及びグループに補助金を交付します。

1. 補助対象事業

補助の対象となる活動は、市内において地域の子どもたちを対象に実施する事業であって、次の①から⑤に該当するものとします。ただし、以下の事項に該当しないものとします。

- ・公序良俗に反するもの
- ・営利を目的とするもの
- ・特定の政党若しくは政治団体に係る活動または特定の宗教のための活動をするもの
- ・市が交付する他の補助金を受けるもの

①参加対象

参加者を公募することにより、小学生から中学生までの子どもたちが自発的に参加することができ、自由に過ごせる体験活動を提供するもの。

②活動場所

岩見沢市内の概ね中学校区とすること。

③実施頻度

年間 2 回以上の活動であること。

④活動時間

1 回あたり概ね 2 時間以上であること。

⑤実施体制等

- ア 概ね 10 人以上の子どもを受け入れられる体制を整えること。
- イ 保険に加入するなど、子どもや事業従事者の安全に努めること。
- ウ 食事の提供を行う活動にあたっては、保健所に相談し、食品衛生に関する指導・助言などを求めること。
- エ 個人のプライバシー保護に十分配慮し、個人情報の機密保持に努めること。
- オ 年度途中で進捗状況を報告すること。

2. 補助対象者

- ・市内で子育て支援ならびに青少年育成の活動をしているか、予定している団体及びグループ（3 人以上）であること。特に、活動を新しく始める場合、または今までの活動を向上または安定させるために必要とする場合、こどもの参加に対して創意工夫がされていること。

3. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、次のうち、教育長が必要と認めるものとします。

- 【Ⅰ】報償費（講師及びボランティアへの謝金など）
- 需用費（宣伝用ポスター・チラシ等の印刷費、食材費、事業用消耗品など）
- 役務費（参加者及びボランティアの傷害保険料、通信費など）
- 使用料及び賃借料（映像・画像や車のリース料など）
- 【Ⅱ】前号に定めるもののほか、教育長が必要と認める経費
- ※ 5 万円以上の備品の設置に相当するものは補助対象経費に含みません。

4. 補助金の額

補助金の交付額は、毎年度の予算の範囲内において、3. の補助対象経費の総額から当該事業に係る収入額を差し引いた額とします。また、1 事業当たりの補助対象経費が 10 万円以内であれば、他の収入がなくても申請することが出来ます。事業開始前に概算払いを希望する場合は、ご相談下さい。

ただし、1 事業当たり、10 万円を限度とし、最大 3 か年継続できます。なお、令和 7 年度の予算額は、50 万円です。

5. 応募方法

次の関係書類を添えて、期限までに教育委員会生涯教育課へ提出願います。

- ①子どもの体験活動事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ②事業計画書（様式第 2 号）
- ③収支予算書（様式第 3 号）
- ④事業従事者名簿一覧（様式第 4 号）
- ⑤任意様式

（次年度以降も事業を継続する団体は、様式第 2 号の別紙として具体的な内容を記載）

6. 応募期間

募集要項をご覧のうえ、令和 7 年 5 月 1 日(木)～16 日(金)に、所定申請書類を添えて担当係へ直接お申し込みください（受付：平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）。

7. 選考方法

岩見沢市子ども・子育て会議内に設置する専門部会が、申請書類に基づき提案内容を審査・選考します。なお、書類審査に当たっては、必要に応じて電話等での確認を行います。

8. 審査基準

「1. 補助対象事業」に記載のとおり、こどもの体験活動を行う補助対象事業であるかを審査します。また、審査は、以下の基準項目に基づき、総合的な見地から選考します。

①事業内容に関する評価

- ・小学生から中学生までのこどもが放課後、休日等に気軽に参加でき、自由に過ごせる活動を提供・運営する事業であり、こどものニーズや主体性が尊重されているかなど。
- ・実施頻度、参加のしやすさ、実施時間、実施体制、広報活動等に関する評価。特に、活動に当たっては、こどもたちへのあそび等の提供により、交流する機会を確保すること。

②事業計画の妥当性ならびに実現性

- ・補助金の目的との整合性、人員体制・運営体制についての具体的な検討、合理的で無理のない資金計画、関連する活動実績や他の支援策との関連性が明確で事業の継続性が期待できるかなど。

9. 審査結果の発表

採択の可否に関わらず、令和 7 年 6 月中旬までに応募者全員に文書でお知らせします。

※選考の経緯・決定理由は、採択の可否に関わらずお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

10. 事業実績報告書

補助金の交付決定を受けた団体等は、事業の交付決定から令和 8 年 3 月末まで事業を実施してください。なお、事業の進捗状況より、中間報告の機会を設け、必要があれば書類の提出をお願いすることもあります。また、事業完了後速やかに補助事業等実績報告書を提出してください。

11. 個人情報の取り扱いについて

申請用紙に記載いただいた氏名、年齢、所属機関・部門、役職、連絡先、電子メールアドレス、事業協力者、事業従事者の氏名、年齢、所属機関、役職等については、「岩見沢市個人情報保護条例（平成 15 年 9 月 19 日、条例第 19 号）」に則り個人情報として厳正に管理し、以下の目的に限り利用します。

- 1) 応募に対する審査および審査結果の通知
- 2) 補助対象者決定後の諸手続きの連絡
- 3) 補助対象者決定の公表
- 4) 岩見沢市教育委員会が主催、後援する事業の案内

●応募先・問い合わせ

岩見沢市教育委員会教育部生涯教育課 生涯学習推進係

〒068-0024

北海道岩見沢市 4 条西 3 丁目 1 番地 であえーる岩見沢 4 階

TEL 0126-23-9236 FAX 0126-25-2995

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>